

社会福祉法人春風寮

令和6年度事業計画書

I 社会福祉法人 春風寮

II 組織図

III 児童養護施設 春風寮

IV 児童家庭支援センター はるかぜ

V 相談支援センター あおぞら

令和6年4月1日

令和6年度　社会福祉法人春風寮　事業計画

I　社会福祉法人春風寮本部

1　基本理念

子どもは世の宝であり、どのような環境にあろうとも、心身ともに健やかに成長・発達していくよう見守り、支援していくことは社会の責務である。しかし、子どもは、自分で親や家庭を選ぶことはできず、また、環境を改善していくことも困難である。家庭環境に恵まれない児童やさまざまな問題を抱える児童には、愛情とよりよい環境が与えられれば、社会に貢献できる人間に成長していく。

社会福祉法人春風寮は、一人ひとりの子どもが将来自立した社会人として成長できるよう、よりよい環境を提供し、愛情と必要な支援を行うとともに、その専門性を活かして地域の児童や家庭を支援していくことを使命とする。

2　本年度の重点方針

現在の社会福祉、とりわけ児童福祉を取り巻く社会環境は、虐待を初めとして極めて厳しい状況に置かれている。

特に児童養護施設に対しては、平成28年の児童福祉法の改正により家庭と同様の環境における養育の推進等が明記され、春風寮においても被虐待児童の入所の状況が続いていること、できる限り良好な家庭的環境が求められている。

併せて、新型コロナウィルス感染症は、令和5年5月8日に5類感染症に変更されたものの引き続きその対策を講じ、インフルエンザと同様に子どもたちの健康を確保し、児童養護施設の事業執行を阻害する要因とならないように努めていく。

このような状況の中で、社会福祉法人春風寮としては、本体施設と併せて地域小規模児童養護施設「さくらの家」の経営を引き続き行うとともに、令和7年4月1日の開設に向けて新たな地域小規模児童養護施設の整備を進めていく。

また、児童家庭支援センターでは、地域の児童相談を積極的に行うとともに、より家庭的な養護を目指す里親支援事業を強化していく。

加えて、令和6年度から児童福祉法の改正により児童福祉施設に位置づけられた「里親支援センター」の設置に向けて準備していく。

これらの取り組みを通じ、社会福祉法人春風寮は、従前から目指してきた「地域に根差した社会福祉法人」として、子どもを主体に、児童や子育て家庭を支援するための取り組みを通じて地域の福祉拠点となるよう一層強力に推進していく。

具体的には、以下の取り組み等を行う。

- ・ 地域における子どもたちにかかるニーズの積極的な掘り起し
- ・ このニーズに応える、地域に立脚した社会福祉法人春風寮の事業展開と、他の組織・機関との連携や役割分担の明確化
- ・ その円滑な推進のための人材の育成、財政的基盤の強化
- ・ 効率的な法人運営と法令順守の徹底

3 職員の確保・育成

社会的養育が必要な児童及び地域での家庭における子育てを支援する職員の確保は喫緊の課題である。

特に、令和7年4月1日に予定している地域小規模児童養護施設（仮称）「田尻ホーム」の開設を見据えながら職員の計画的な採用を行う必要がある。

しかしながら、職員の採用に当たって、福祉職への就職希望は大変厳しい現状があることから、広報活動を始めとした積極的な募集活動のみならず働きやすい職場づくりの実現や実習生の受け入れなど実習養成校との更なる連携を進め職員の採用を図っていく。

また、基本理念の実現を目指すとともに、それぞれの事業を円滑に、かつ継続的に実施していくためにも職員の研修計画に沿って職員のスキルの向上を図っていく。

4 地域における公益的な取り組み

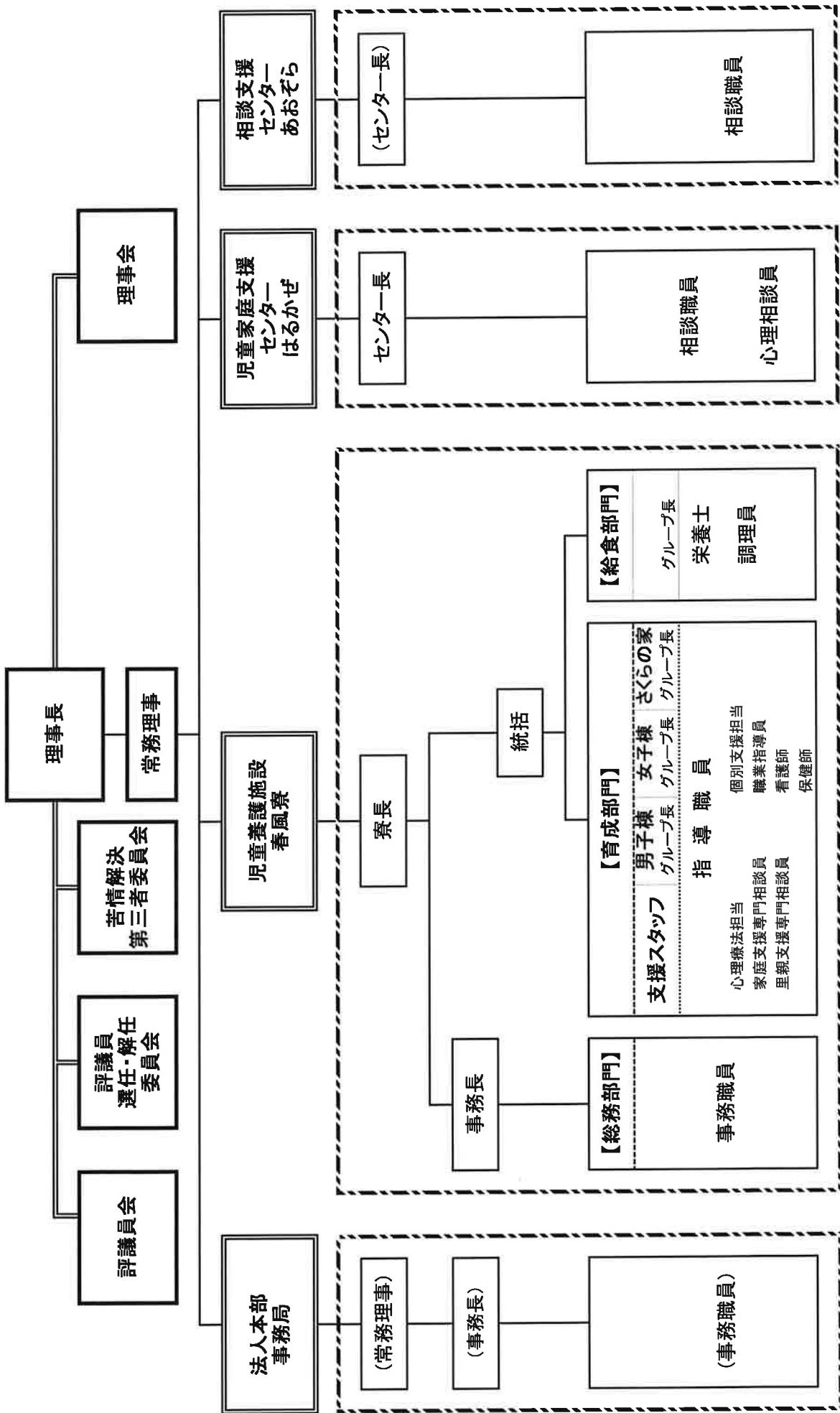
- ・ 実習生の積極的な受け入れによる福祉人材の育成
- ・ 子ども夏祭りの開催など地域住民とのネットワークづくり
- ・ 児童養護施設退所者に向けた継続的な相談支援
- ・ 要保護児童等対策協議会への参画による児童虐待防止活動
- ・ はるかぜプレイルームの開放による地域の子育て家庭の相談支援
- ・ 焼津市社会福祉法人連絡会への参画による地域貢献活動の実施
- ・ 静岡D W A T（災害派遣福祉チーム）への派遣参加
- ・ 焼津市社会福祉協議会の防災資材倉庫の設置場所の提供

5 役員会開催計画

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 評議員会 | 6月、10月、3月 |
| ② 理事会 | 6月、9月、12月、3月 |
| ③ 監事監査 | 5月、11月 |
| ④ 苦情解決第三者委員会 | 5月、11月 |

6 職員配置

	合計	常勤職員	非常勤職員
春風寮	30	25	5
さくらの家	6	5	1
はるかぜ	10	6	4
あおぞら	1	1	0
計	47	37	10



III 児童養護施設春風寮・地域小規模児童養護施設さくらの家

1 運営理念

春風寮（以下「寮」という）は、児童福祉法第41条に規定されている児童養護施設であり、2歳から18歳未満までの保護者のない児童、虐待される等、環境上養護を要する児童を入所させて、養護するとともに、退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的としている。

入所児童（以下「児童」という）の多くは、保護者から虐待を受ける等の家庭環境等様々な問題を抱えており、児童の養護にあたっては、児童の経験してきた養育環境、生得的特性に十分配慮する必要がある。

加えて、近年においては発達に課題を抱え、ケニアーズの高い児童が増加傾向にあり、養育に当たっては新たな支援の必要性が求められている。

児童は、寮に入所後、様々な生活場面を体験していく中で、自分の課題を見つけ、解決を目指すことにより自立への道を進んでいく。

寮職員（以下「職員」という）は、児童が目標を達成するために、適切な支援を行っていかなければならない。

職員は児童の養護を行うに当たっては、児童の人権を守り、安全・安心を確保し、「あたりまえの生活」を通じて、一人ひとりの児童が、身体的、精神的、社会的に成長、発達できるよう支援し、人間的成长を総合的に促進していく必要がある。

また、それぞれの児童について、現在と将来にわたる最善の利益の確保に努めていく。そのためには、「児童養護施設運営指針」を基本として、社会のニーズに的確に対応できる施設運営を図る。

2 施設の概要

（1）－1 児童養護施設 春風寮

① 施設の所在地・連絡先

静岡県焼津市田尻55番地の1

TEL 054-624-7402

FAX 054-625-2290

E-mail shumpu@shumpu.or.jp

② 定員 30名

③ 事業開始年月日 昭和23年12月21日

（1）－2 地域小規模児童養護施設 さくらの家

① 施設の所在地・連絡先

静岡県焼津市すみれ台1丁目3番13号

TEL 054-623-3517

FAX 054-623-3518

② 定員 6名

③ 事業開始年月日 令和2年4月1日

(2) 設置・運営主体

社会福祉法人 春風寮

3 施設運営方針

社会的養護を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援をする。

(1) 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解する。

- ・ 職員は高い専門性に基づく深い洞察力をもって子どもを理解し、受容的な態度で寄り添い、子どもの課題把握に努める。
- ・ 被虐待体験や分離体験など子どもが抱える苦痛や怒りを理解する。
- ・ 子どもが表出する感情言動のみを取り上げるのではなく、理由や背景を理解する。

(2) 子どもの基本的欲求の充足が、日常生活を通してなされるよう養育・支援する。

- ・ 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために、職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保する。
- ・ 子ども一人ひとりの充足すべき基本的欲求を把握する。
- ・ 基本的欲求の充足において、子どもの希望や子どもと職員との関係性を重視する。
- ・ 職員は、基本的欲求の充足のプロセスにおいて、子どもとの関係性をより深める。

(3) 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障する。

- ・ つまずきや失敗の体験を大切にし、子どもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感を形成し自己を向上発展させられるよう養育・支援する。

(4) 子どもの発達段階に応じた学びや遊びの場を保障する。

- ・ 年齢や発達段階に応じた図書や、玩具などの遊具、遊びの場を用意する。
- ・ 幼稚園の就園等、可能な限り施設外で教育を受ける機会を保障する。
- ・ 子どもの発達段階や学校適応状況を勘案して、必要に応じて特別支援教育を受ける機会を保障する。

(5) 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援する。

- ・ 職員の指示や声かけは適切に行い、穏やかで秩序ある生活が営めるようにする。
- ・ 普段から職員が振る舞いや態度で模範を示す。
- ・ 施設生活・社会生活の規範等守るべきルール、「しなければならないこと」と「してはいけないこと」を理解できるよう子どもに説明し、責任ある行動をとるよう養育支援する。
- ・ 子どもが社会生活を営む上での必要な様々な知識や技術を日常的に伝え、子どもが生活技術や能力を習得できるよう養育・支援する。

4 中・長期計画の推進

—児童福祉法改正—新しい社会的養育ビジョン—静岡県社会的養育推進計画—

平成28年の児童福祉法の改正により、児童福祉法の理念が大きく変わり、子どもが権利の主体であることを位置付けられたこと、養育の第一義的責任が保護者にあること、児童が家庭において健やかに養育されるように、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは「家庭と同様の養育環境」である養子縁組や里親等への委託を進めることとされた。それが適当でない場合には、できるかぎり、児童養護施設等における「地域小規模児童養護施設」や「小規模グループケア」など、良好な家庭的環境で養育されるよう必要な措置を講ずるとされた。

平成29年8月、「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」において、『新しい社会的養育ビジョン』が取りまとめられた。これは、児童福祉法の改正で示された理念を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程が示された。

主なものは、家庭養育優先の取組として、保護者支援（ファミリーソーシャルワーク、家族の再統合支援等）、家庭における養育環境と同様の養育環境として、養子縁組・特別養子縁組の活用、里親やファミリーホームの養育推進等、良好な家庭的環境（小規模型施設）の養育として、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの推進等が示されている。

施設養育は、就学前の子どもの施設への新規措置停止、施設入所期間の限定化等の課題が示された。今後、施設は令和11年度までに実現することを念頭に、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換、生活単位、入所期間等の施設改革にどう向き合うかが課題となっている。

小規模かつ地域分散化の例外として、特に困難な課題を抱え、ケニアーズが非常に高い子どもに対しては、集中的なケアが必要となるため、地域分散化の原則によらず、生活単位が集合する場合も示されている。その場合でも、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数の生活単位で数も大きくならないように想定されている。施設内ユニット運営は、令和11年度までに地域分散化の方向に転換することが求められている。

このような中、寮は、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の中で、小規模化かつ地域分散化を進めることになった。

上記の経過から寮としては、令和元年度に市内すみれ台に住宅を取得し、令和2年度に地域小規模児童養護施設『さくらの家』を開設した。

加えて、令和2年3月に令和11年度までの計画期間である静岡県社会的養育推進計画が策定され、「できる限り良好な家庭的環境」の中で養育ができる施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化などの取組が求められている。

今後、寮としては、令和7年4月1日に新たな「地域小規模児童養護施設（仮称）田尻ホーム」の開設を目指し、令和4年度に建設用地を取得し、令和5年度に基本設計及び実施設計業務を実施し、本年度は建設工事を行う。

また、令和11年を目標年度として、“ケアニーズが高い子どもの養育のため集合する生活単位”として本体施設の大規模な改修を計画していく。

今後、国や静岡県の動向を注視しながら計画の推進を図っていく。

加えて、令和3年度において特殊建築物等・建築設備の定期調査により指摘を受けている外壁修繕についても本年度に大規模改修事業を行う。

5 重点方針

(1) 施設運営の質の向上

社会福祉法では福祉サービスの質の向上のための措置等として、社会福祉事業の共通の制度として福祉サービス第三者評価事業が行われている。平成24年度、社会的養護関係施設については、子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等であることから福祉サービス第三者評価制度の実施が義務付けられた。

『児童養護施設運営指針』に掲げる項目を、毎年自己評価を実施し、3年に1回以上の福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）の受審、公表が義務付けられた。評価基準に沿って自己評価を行い、運営を振り返り、事業運営における問題点を把握し、施設運営の質の向上に結びつけることが目的である。

寮は、令和6年度において4回目となる第三者評価を受審し、引き続き、評価結果を踏まえて課題を明確にし、寮内においてワーキンググループを設け、改善、見直し等の取組みを進めていく。

(2) 養育の質の向上

寮に入所してくる児童は、様々な問題を抱え、家庭復帰や社会的自立のためには、個々の児童の成育歴や家庭環境などから、それぞれの児童の状況と課題を的確に把握し将来的に『あたりまえの生活』ができるための支援を強化していく必要がある。

養育に当たる職員は、子どもと大人の関係、子ども同士の関係等、子どもが、社会性・協調性を身につけることができるよう様々な工夫をすることが必要である。職員は、経験によって得られた知識と技能を養育過程の中で見直し、子どもの生活をトータルに捉える等、専門性をより高めることで養育の質の向上に努めていく。

寮としては、子どもの人格と人権を尊重し、子どもの最善の利益を最優先する養育を保障するために、『児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト』を活用して自己点検を行っている。

平成31年度から法人として実施している『職員勤務評価制度』を活用し、子ども一人ひとりに丁寧な養育を行うために、自己目標を設定し、職員は自らの養育について自己評価することで、さらに養育の質の向上を図っていく。

(3) 職員のスキルの向上

寮が目指す養育・支援を実現するため、職員のスキルの向上に向けた体制を整える。

養育支援の技術や知識については、施設の運営に直接関わるため、知識や援助技術の質を高めるために施設内外の研修を体系的、計画的に実施し、職員の自己研鑽に必要な環境を確保する。また、職員のスキルの向上のために、スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員の援助技術の向上に努める。

職場内研修(OJT)としては、具体的な業務を実践するなかで、それぞれの立場の職員が、新任職員等にノウハウを伝達することや児童相談所職員等とのケース検討会等により、情報の共有化、支援方法の構築、専門性の向上等を図る。

職場外研修(OFF-JT)としては、新任職員、ソーシャルワーカー研修、中堅職員、スーパーバイザー等、職員の専門性を高めるために外部機関の主催する研修に参加する。中でも、全国児童養護施設協議会、静岡県社会福祉協議会、子どもの虹情報研修センター等の特定の研修機関が実施する研修には、階層別、職種別に受講者を選定し受講派遣を行うなど、職員のスキルの向上を図る。

特に、令和3年度に設けた「メンター制度」については引き続き行うこととし、新入職員へのきめ細やかな支援を図る。

6 子どものための事業計画

(1) 子ども一人ひとりの権利擁護

入所の際には、事前に施設見学や施設生活の説明をするなどの機会を設けることや、入所の目的を確認し、子ども個々の支援につなげている。入所後の生活でも、子ども一人ひとりが抱える課題はそれぞれであり、その解決に向けての取り組みもそれぞれ異なるので、子ども一人ひとりの養育は個別支援の対応が求められる。職員一人ひとりが、それを十分に認識し、子どもの健全な暮らしを保障することに努めていく。

令和3年度において受審した第三者評価の結果及び平成29年度に受審した第三者評価の結果で、改善がまだ十分でないとされたことについては、寮内においてワーキンググループを編成し、目標達成に向け引き続き取組みを進める。

特に、子どもの権利擁護を意識し、権利ノート、意見箱、こども会議、子どもとの面談等、子どもたちの意見表明する機会を確保し、子どもの権利擁護と子ども主体の姿勢を徹底する。併せて、『児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト』で自己点検することで、人権擁護と人権侵害の防止に努め適切な養育に努める。

加えて、児童福祉法の改正により本年度から全ての子どもについて、特に養育環境を左右する重大な決定に際し、子どもの意見・意向を聴き、子どもが参画する中で、子どもの最善の利益を考えて意思決定が為されることが必要であることから子どもの意見表明等を支援するための事業が制度化されたため、寮においてもアドボケーターと連携し、子どもたちの権利をより一層守っていく。

(2) 子ども一人ひとりの自立支援計画

自立支援計画は、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の到達点や道筋を示し、子ども一人ひとりの健全な成長発達を保障する。自立支援計画票は、子ども本人からの聴き取り、児童相談所からの情報・援助計画等を基に作成し支援方針を明確化する。

個々の子どもの支援方針を決め、それに基づいて支援を開始するが、概ね6か月毎に評価、方針の再検討を行う。定期的な見直し以外にも、支援方針が大きく変更する場合や目標達成が困難な状況等で必要に応じてケースカンファレンスを実施する。

また、自立支援計画の進行管理をすることで、支援内容、支援方法、支援の優先等、支援の質が向上することが期待される。

寮では、可能な限り家庭復帰を念頭に子どもの支援をするが、保護者との再統合だけではなく、本人の社会自立を目指す子どももいる。それぞれの子どものニーズに応じた支援を念頭に、個別ケアの充実を図り、それぞれの子ども一人ひとりに応じた養育の実現を目指す。

(3) 子ども一人ひとりの社会的自立支援

社会的養護に関わる子どもの社会自立に向けた支援は、高校卒業までの支援だけでなく、進学を望めば大学、専門学校等の道も開かれてきた。

また、退寮後、就職、一人暮らし等、不安のある子どもたちには、寮のアフターケア以外に、児童家庭支援センター「はるかぜ」行う『社会的養護自立支援事業』により対応している。

寮では、職業指導の一環として小学生は静岡市清水区にある仕事体験やものづくりを通じて「まなぶ」「つくる」「あそぶ」プログラムの体験、中学生は、子どもの社会的自立支援（C C P：キャリア・カウンセリング・プロジェクト）の取組みにより社会における生活の仕組みや生活の仕方などを学び、高校生は、高校生会をとおして社会へ巣立つに当たっての役立ち情報を学ぶとともにアルバイト体験、はるかぜ建物を利用しての自活生活訓練の取組みをしており、担当職員、グループ職員以外にも家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、職業指導員等がそれぞれの立場で支援している。

特に、保護者の援助が得られない子どもの場合は、進学・就労の支援等で苦慮することが多いため、児童相談所と早めに協議をして将来に備えるようにしている。このようなケースを含め、要保護児童の社会的自立支援は、それぞれの子どものケアニーズを十分把握した上で、寮としての役割を果たしていく。

加えて、週末や長期休暇中に里親宅において家庭生活を体験させ、将来の施設退所後における自立を促進するため、ショートルフラン里親事業を実施していく。

7 施設運営のための事業計画

(1) 養育支援体制の強化

大舎制の運営体制から、平成29年度から男女棟に分けたグループ運営体制（中舎）に変わった。緊急時には、宿直職員が複数いることで対応に余裕が持てるようになり、子どもたちの生活に安心感が増している。男女棟のグループは、グループ長が中心となりチーム運営をすることで、大舎運営に比べて全体的に子ども達が落ち着いてきている。

また、令和2年度に開設した地域小規模児童養護施設『さくらの家』は、地域に密着したより家庭的養育に近い、小規模グループケアを目指している。

寮には様々な課題をもった子どもたちの入所が増加しているが、中でも他者との関係性を構築することや愛着の課題をもっている子どもには、大きな集団での養育には限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視してきめ細やかな養育（個別的養育）を提供していくことが必要となっている。

また、近年においては発達に課題を抱えている子どもが増加しており配置される職員数に限りがある中、一人ひとりの職員に求められる役割は多くなっている。また、グループ体制は、子どもの課題が明確になる等、職員の力量が問われることになる。

今後、入所する子どもは、ケアニーズが高い子どもを想定すると、将来のために職員のスキルを上げることが必要となる。

養育支援スキルは、日々の業務から学ぶものもあるが、職場内研修や職場外研修を充実させ職員の専門性を高めることが必要となる。

(2) 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化への対応

施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化については、社会的養育ビジョンで方向性が示されている。前段の小規模かつ地域分散化については、入所児童の動向や県中部地域のなかでの役割等を踏まえて検討している。後段の高機能化及び多機能化については、児童家庭支援センターはるかぜが地域支援を担っているが、施設の持つ専門機能との関係や活用についても検討している。

平成29年度の『新しい社会的養育ビジョン』、国の動向を踏まえて、寮の中長期計画として、令和2年度に地域小規模児童養護施設『さくらの家』を開設した。

施設の小規模化、地域分散化は、家庭と同様の環境における養育の推進として、子どもたちが心身共に健やかに養育される取り組みであるが、反面、施設の運営としては、情報の共有、業務の負担等が増え、地域小規模施設ならではの問題も発生している。

令和元年度には児童養護施設向けの児童支援記録システム『すこやか日誌』を導入し、情報の共有化や事務処理の軽減化を図っている。

8 施設の役割と専門機能

児童養護施設は、長年の実践を通して積み上げてきた養育の高機能化と、深刻かつ複雑、多様化する社会ニーズに対して総合的な支援施設を目指す方向にある。

寮は、虐待を受けたことや発達障害などのために専門的なケアを必要としている子どもの養育を行うことから、施設の専門性を高めていくことが大切である。

また、施設が積み重ねてきたノウハウを活用して、虐待防止のための親支援、地域の里親等への支援、ショートステイ等、地域の子育て支援等、地域の子どもや子育て家庭のニーズと実情に合わせた地域支援の機能を果たしていくため、児童家庭支援センター「はるかぜ」との連携強化を図っていく。

寮の役割として、ケアワークの機能に加えて、子どもの養育と親・家族への支援・援助というファミリーソーシャルワークの機能を充実し、関係機関との連携を深めていくことが増々必要になっている。

指導職員は、安全・安心に暮らせる日々の生活を軸として、個々の子どものニーズに則った個別的養育を行う。

心理療法担当職員は、一対一の個別心理面接の他、小集団の環境を提供し、心理的発達を促す等、現在抱えている各種の課題に向き合い、取り組んでいけるように心理的援助をする。児童への支援だけでなく、入所児童と担当職員の関わりや、指導職員への心理面からのサポートを実施する。

家庭支援専門相談員は、児童の早期の家庭復帰や家族再統合を目指して連絡調整を行う。児童が家庭復帰した後にも相談援助を継続し、児童の生活の安定を図る。

里親支援専門相談員は、寮児童のショートループ里親事業の利用のほか、里親支援機関である児童家庭支援センター「はるかぜ」と連携し地域の里親支援を行う。

職業指導員は、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援する。

保健師は、医療的ケア・健康管理を必要とする児童の入所が増えている状況から、今まで指導職員が行っていた入所児童の健康管理、身体発達上の相談、感染症予防・対策、性教育等、児童の医療的業務についての対応や職員への助言を行う。

9 施設実習・視察研修

(1) 福祉職養成校等実習生の受け入れ

保育士、社会福祉士、心理職などの福祉事業等に従事しようとする学生の施設実習を福祉職実習養成校より受け入れ、児童養護施設についての理解を深めることにより福祉人材として福祉分野への就労に結び付ける。

福祉職実習養成校	実習生数
・常葉大学・静岡福祉大学・静岡産業大学・浜松学院大学・静岡大学 ・静岡英和学院大学・静岡県立大学短期大学部・常葉大学短期大学部 ・浜松学院大学短期大学部・静岡産業技術専門学校 ・静岡福祉医療専門学校・浜松未来総合専門学校	40人

(2) 福祉体験希望実習生の受け入れ

静岡県社会福祉人材センターを通ずるなど、体験実習を希望する方を受け入れ、社会的養護の理解を広めるとともに、福祉人材として福祉分野への就労に結び付ける。

(3) 里親実習の受け入れ

新しい社会的養育ビジョンにおいて、実親による養育が困難な児童の里親への委託率の目標が示され、代替養育の多くの部分を里親制度で担うことが求められ、質の高い里親養育が必要とされているため、寮は児童家庭支援センターはるかぜが実施する里親登録前研修等の里親の実習を受入れ、社会的養護施設としてその役割を果たす。

(4) 視察研修の受入れ

民生委員児童委員協議会を初め、福祉関係団体や大学等の視察研修の受け入れを行い、社会的養護についての理解を深めるとともに、地域社会との連携を強化する。

10 地域小規模児童養護施設

【さくらの家】

児童養護施設の高機能化、小規模かつ地域化の取り組みとして、地域小規模児童養護施設『さくらの家』を令和2年4月1日に寮の学区内（すみれ台）に開設し運営している。

さくらの家の入所対象となる子どもは、児童養護施設に入所する子どものうち、本体施設から離れた家庭的な環境のもとで養育することが適切と考えられる子どもたちである。

さくらの家に入所する子どもたちが、『自分の家』を意識できるような運営を目指していく。寮とは独立した建物であり、地域の一員として、家庭的な環境の中、家庭的養育にできるだけ近づけるように努める。

【(仮称) 田尻ホーム】

寮は、高機能化、小規模かつ地域化の取り組みとして、「さくらの家」に次ぐ地域小規模児童養護施設として令和7年4月1日の開設を目指し、計画を実現するため建設工事を行う。

《建設概況》

地 番 焼津市田尻字和田1688番

面 積 470.40 m²

概 要 構 造 木造2階建て

床 面 積 189.31 m²

建築面積 153.99 m²

部 屋 児童居室 6室

管 理 室 1室

相談室 1室
リビング 1室
ダイニングキッチン 1室
倉庫 2室
駐輪場 1か所
駐車場 6台分

IV 児童家庭支援センターはるかぜ

1 基本方針

「児童家庭支援センターはるかぜ」は、児童福祉法第44条の2の規定に基づく児童福祉施設として社会福祉法人春風寮の基本理念の下、地域の児童の福祉に関する諸問題につき、児童の家庭その他の相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町の求めに応じて技術的助言その他必要な支援を行うほか、保護を要する児童又は保護者に対する支援を行う。併せて児童相談所、児童福祉施設等の関係機関との連携を図ることにより、地域の児童、家庭の福祉の向上に寄与する。

その支援は、地域社会の身近なところで、気軽に、安心して相談できるものとし、地域に根差した地域福祉の拠点となることを目指す。

2 重点方針

令和4年6月8日成立した改正児童福祉法は、その多くを令和6年4月1日施行としている。とりわけ、児童家庭支援センターの基本的支援の一つである里親支援において新たに里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられた。里親支援機関A型として静岡県から指定を受け活動している児童家庭支援センターはるかぜは、今後里親支援センターの設置に向けて検討する。

さらに、社会的養護経験者等の自立のための支援を実施する社会的養護自立支援事業が社会的養護自立支援拠点事業として拡充されることになった。

これらの事業は、社会的養護を担う児童福祉施設としての児童家庭支援センターはるかぜにおいて重要な事業であり、児童家庭支援センターに期待される役割は更に高まるものと考えられることから、近隣市町や関係機関との連携をさらに強め、地域の潜在的なニーズに対応するための積極的な取組みを行う。

3 施設の概要

(1) 施設の種類・名称

児童福祉施設

児童家庭支援センターはるかぜ

(2) 施設の所在地・連絡先

静岡県焼津市田尻58番地

TEL 054-656-3456

FAX 054-623-1222

E-mail jikasenharukaze@shumpu.or.jp

(3) 設置・運営主体

社会福祉法人 春風寮

(4) 設置年月日

平成25年4月1日

4 事業内容

1 社会福祉事業

(1) 児童家庭支援センター運営事業

① 地域・家庭からの相談

地域・家庭からの相談に応じる。地域の児童の発達、福祉に関する様々な心配や問題につき、児童の家庭や関係機関等からの相談を受け、必要に応じ心理検査等を行い、助言、心理治療的関りなどの支援を行う。相談は、電話、来所、訪問等すべての形で対応する。

また、集団の中ではなじめない親子等に、はるかぜのプレイルームを開放することにより、少人数のアットホームな雰囲気のなか、スタッフと親子が楽しく遊びながら過ごせる空間を提供するとともに相談活動の充実を図り、社会福祉法人として地域への貢献活動を行う。さらに、児童家庭支援センターのさらなる強化を図るために、外部よりスーパーバイザーを招聘し、相談ケースに対するより専門性の高い適切な助言を受けるとともに、職員の資質の向上を図る。

② 市町支援事業

市町の求めに応じ、技術的・専門的な助言を行い、また、市町が実施する発達支援事業等に職員を派遣し必要な援助を行う。

また、子育て支援講座等を受託し、予防的見地からの子育てを支援する。

③ 児童相談所等からの指導措置の受託による指導

児童相談所等において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童や施設を退所した児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託する。

併せて、市町から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合も指導委託として受託する。

④ 里親への支援

重点方針のとおり、令和4年改正児童福祉法において、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられた。これまでの里親支援機関による支援が里親支援事業の一部のみにとどまっているという現状を踏まえ、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的な里親支援を行うため、里親支援センターとしての指定を受けるための体制強化を図る。

家庭養育優先原則の下、里親制度の普及啓発、里親の開拓、研修の実

施、里親への訪問支援、里親の相互交流及び中部地区里親会事務局支援を行う。

さらに、子どもの養育を受託していない里親を対象とした、いわゆる未委託里親等里親力向上研修事業を静岡県より受託し、未委託里親のみならず、幅広くすべての里親に開講し、子どもを受託した際に直面する様々な事例に適切に対応できるよう里親の養育力の向上を図る。

⑤ 関係機関等との連携・連絡調整

- ア 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町、児童福祉施設、里親、要保護児童対策地域協議会、民生委員・児童委員、市町保健センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。
- イ 加盟している児童家庭支援センター協議会との連携・連絡調整を行う。
 - ・全国児童家庭支援センター協議会
 - ・関東地区児童家庭支援センター協議会
 - ・静岡県児童家庭支援センター協議会

(2) 社会的養護自立支援拠点事業（静岡県受託事業）

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援に繋がらなかった者の孤立を防ぎ必要な支援につなぐため、相互交流を行う場を設け、必要な情報の提供、相談及び助言等を行い、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うなど、自立のための支援を行い将来の自立に結び付けることを目的とする本事業の受託に向けた検討をする。

(3) 子育て短期支援事業（管内4市2町受託事業）

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れる 것을希望する場合及び緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に児童養護施設春風寮や里親において養育・保護を実施する子育て短期支援事業（ショートステイ）を管内4市2町より受託し、その調整を行う。

2 公益事業

(1) CCP（キャリア・カウンセリング・プロジェクト）

「大人になることの厳しさだけではなく、大人になることや将来を展望することの楽しさや喜びを感じながら、大人になる自分を想像し、自らの生き方や将来を思い描く体験を提供する取り組み」であるキャリア・カウンセリング・プロジェクトを春風寮入所児童に対して実施する。

(2) おしごとフェスタ

ライフケア（職業人）と協働し、児童養護施設や里親に委託されている子どもたちが、その仕事の話を聴き、体験することで進路や職業選択、将来就きたい仕事についてのイメージを広げるきっかけづくりのためのイベント「おしごとフェスタ」を開催する。児童養護施設春風寮及び児童養護施設静岡ホームや中部地区里親会、静岡市里親会、静岡市里親家庭支援センター、焼津市と連携する。

3 その他

（1）実習生の受け入れ

①社会福祉士 相談援助実習

相談援助実習は、社会福祉士国家試験の受験資格取得上必修であり、大学の講義で既習した知識及び技能の総括として重要な位置付けがある。社会福祉に関する人材の育成を目的とし、大学、短期大学、専門学校の福祉専門職養成校に在籍する学生の実習を受け入れる。

②臨床心理学外実習

実際の臨床現場において心理に関する支援対象児等との交流体験等を行うことにより臨床心理士の職責を学ぶ貴重な機会を提供する。

③公認心理師心理実習

公認心理師法の施行に伴い、公認心理師の養成のため、実習生を受け入れる。

令和6年度 児童家庭支援センターはるかぜ事業計画一覧表

1 社会福祉事業

(1) 児童家庭支援センター運営事業

事業名	事業内容
相談事業	(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業 (2) はるかぜプレイルーム開放事業「チュチュ」 (3) 外部専門家によるスーパービジョン
市町支援事業	市町の求めに応ずる事業 (1) 吉田町子ども発達支援事業 (2) 吉田町児童生徒等教育相談事業 (3) 牧之原市心理相談事業 (4) 焼津市子育て支援講座開催事業 (5) 焼津市母子等短期保護事業
児相委託事業	児童相談所・市町からの指導措置の受託
里親支援事業	(1) 里親支援事業（啓発、リクルート、研修、訪問・相談） (2) 中部地区里親会事務局支援 (3) 里親支援センター設置検討
関係機関連携事業	関係機関等との連携・連絡調整 (1) 市町要保護児童対策地域協議会（代表者・実務者会議） (2) 中央児童相談所総合会議 (3) 児童家庭支援センター協議会（全国、関東地区、静岡県）

(2) 社会的養護自立支援拠点事業（静岡県受託事業）

(3) 子育て短期支援事業（管内4市2町受託事業）

2 公益事業

(1) CCP（キャリア・カウンセリング・プロジェクト）の実施

(2) おしごとフェスタの実施

3 その他

(1) 社会福祉士、臨床心理士、公認心理師の養成に伴う実習の受入

V 相談支援センターあおぞら

1 基本方針

相談支援センターあおぞらは、社会福祉法人春風寮の基本理念の下、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所から総合的にかつ効率的に提供されるように配慮して行われるものとする。

2 重点方針

相談支援センターあおぞらが対象としている地域は、焼津市、吉田町及び牧之原市である。

この地域においては計画相談事業所が少なく、申請者が円滑に福祉サービスを利用する現状にない中、相談支援センターあおぞらは、これらの状況下において、可能な範囲において申請者のニーズに対応していくものとする。

3 事業所の状況

(1) 事業所の種類・名称

指定障害児相談支援事業者

指定特定相談支援事業者

(2) 事業所の名称

相談支援センターあおぞら

(3) 事業の種類

障害児相談支援事業

特定相談支援事業

(4) 事業所の所在地・連絡先

静岡県焼津市田尻 5 8 番地

TEL 054-623-2228

FAX 054-623-1222

E-mail jigyoaozora@shumpu.or.jp

(5) 設置・運営主体

社会福祉法人 春風寮

(6) 指定年月日

平成27年6月1日

4 事業内容

(1) 障害児相談支援

①障害児支援利用援助

- ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に障害児支援利用計画（案）を作成(アセスメント含む)する。
- ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに障害児支援利用計画を作成する。

②継続障害児支援利用援助

- ・障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)をする。
- ・事業所等との連絡調整、必要に応じた新たな通所給付決定後に係る申請の勧奨を行う。

(2) 障害児(者)計画相談支援

①サービス利用支援・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画（案）を作成する。

- ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス利用計画を作成する。

②継続利用支援

- ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)する。
- ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行う。

5 その他

(1) 関係機関との連携

各市町において開催される相談支援事業所連絡会や専門部会などに積極的に参加し、相談支援専門員等との連携を図る。

(2) 職員研修

相談支援専門員としての資質の向上と専門知識の習得を図るため積極的に研修会等に参加する。

令和6年度 相談支援センターあおぞら事業計画

市町	種別	令和6年度	令和5年度
焼津市	新規	0	0
	モニタリング	87	68
	更新	54	72
	小計	150	140
吉田町	新規	0	0
	モニタリング	62	42
	更新	47	63
	小計	109	105
牧之原市	新規	0	0
	モニタリング	24	31
	更新	11	13
	小計	35	44
合 計	新規	0	0
	モニタリング	173	141
	更新	112	148
	合計	285	289